

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和元年5月29日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	大分県
3. 市区町村名	由布市
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	85の2-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.yufu.oita.jp/kurashi/mynumber/my_number/

執行機関名

地方公共団体が特定優良賃貸住宅に類して設置する住宅等の管理に関する事務(特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づいて建設された特定公共賃貸住宅でないもの。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	由布市市営雇用促進住宅条例(平成24年条例第28号)に基づく事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	61の2	
③番号法別表第2の項	85の2	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		由布市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一 第五の項 由布市市営雇用促進住宅条例(平成24年条例第28号)に基づく事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号)第1条	由布市市営雇用促進住宅条例(平成24年条例第28号) 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するための措置を講ずることにより、優良な賃貸住宅の供給の拡大を図り、もって国民生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、由布市に居住し、又は居住しようとする勤労者で、 <u>住宅に困窮しているもの</u> に対して住宅を賃貸することにより、 <u>生活及び職業の安定</u> を図ることを目的として、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、由布市市営雇用促進住宅(以下「雇用促進住宅」という。)の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

⑦独自利用事務の関連規範		由布市市営雇用促進住宅条例(平成24年条例第28号) 由布市市営雇用促進住宅条例施行規則(平成24年規則第33号) 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成5年建設省令第16号)
--------------	--	--